

第三十回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十四号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 藤瀬 彌三君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 吉田 重延君 理事 阪上 安太郎君

理事 門司 亮君 理事 安井 吉典君

相川 勝六君 天野 光晴君

飯塚 定輔君 加藤 精三君

金子 岩三君 津島 文治君

富田 健治君 山崎 巖君

太田 一夫君 加賀田 進君

佐野 憲治君 下平 正一君

北條 秀一君 矢尾 喜三郎君

出席國務大臣 青木 正君

出席政府委員 國家消防本部長 鈴木 琢二君

總理府事務官 國家消防本部長 横山 和夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

總理府事務官 自治庁行政局長 藤井 貞夫君

同日

委員野澤清人君辞任につき、その補欠として天野光晴君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十五日

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三四号)(参議院送付)

本日の会議に付した案件

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)(参議院送付)

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○鈴木委員長

これより会議を開きます。

昨二十五日本付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。國務大臣青木正君。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十八第一項中

「又は他の都道府県の退職年金」を

「他の都道府県の退職年金」に、「であつた者が、」を「であつた者又は市町村の退職年金条令の適用を受ける学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という)であつた者が、」に、

「当該公務員又は他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に

改め、同項に次のただし書を加える。

但し、市町村の教育職員としての在職期間については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条令の規定が政令の定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。

第二百五十二条の十八第二項中

「又は他の都道府県の職員」を、「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「又は他の都道府県の退職年金条令」を、「又は他の都道府県若しくは市町村の退職年金条令」に改める。

第二百五十二条の十八第三項中

「第一項の下に、及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定は、公務員であつた者、都道府県の職員(都道府県の退職年金条令の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条令の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む)をいう。以下本項において同じ)であつた者又は他の市町村の教育職員であつた者が市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、前項の規定は、市町村の教育職員であつた者が公務員、都道府県の職員又は市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、これを準用する。

附則第七條第一項本文中「であつた者」を、「又は市町村の退職年金条令の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という)であつた者に、」都道府県の退職年金条令の規定を「都道府県又は市町村の退職年金条令の規定」に、「都道府県の職員としての」を、「都道府県の職員又は市町村の教育職員としての」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、市町村の教育職員としての在職年数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条令の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

附則第七條第二項中「都道府県の職員」を「都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改める。

別表第一第二十九号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」を「学校教育法」に改める。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

理由

市町村立全日制高等学校の教員等について、恩給並びに都道府県及び市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含むをいう。以下本項において同じ)であつた者又は他の市町村の教育職員であつた者が市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、前項の規定は、市町村の教育職員であつた者が公務員、都道府県の職員又は市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、これを準用する。

附則第七條第一項本文中「であつた者」を、「又は市町村の退職年金条令の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という)であつた者に、」都道府県の退職年金条令の規定を「都道府県又は市町村の退職年金条令の規定」に、「都道府県の職員としての」を、「都道府県の職員又は市町村の教育職員としての」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、市町村の教育職員としての在職年数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条令の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

附則第七條第二項中「都道府県の職員」を「都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改める。

別表第一第二十九号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」を「学校教育法」に改める。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

理由

市町村立全日制高等学校の教員等について、恩給並びに都道府県及び市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青木國務大臣

ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

現行の地方自治法においては、国と都道府県の間及び都道府県相互間にあつては、退職年金制度上その基礎となる

委員外の出席者

大蔵事務官 三浦 道義君

管財局管理課長

二月二十六日

委員天野光晴君辞任につき、その補欠として野澤清人君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第一号 地方行政委員会議録第十四号 昭和三十四年二月二十六日

在職期間を通算することとなっておりますが、この際、市町村立全日制高等学校の教員等についても、恩給並びに都道府県及び市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算措置を講じようとするものであります。

現行の地方自治法の規定によりまして、都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立の義務教育諸学校の教職員及び市町村立の定時制高等学校の教職員につきましては、国と都道府県との間及び都道府県相互間は在職期間が通算されることになっております。市町村の退職年金条例の適用を受ける市町村立の大学、全日制の高等学校及び幼稚園の教員並びに市町村の教育事務に従事する職員等につきましては、市町村の一般職員の場合と同様に、都道府県と市町村との間及び市町村相互間は在職期間の通算措置をするように努めなければならない旨の規定があり、通算措置を講ずるかどうかは、都道府県及び市町村の自主的な判断にゆだねられております。

このように、市町村の退職年金条例の適用を受ける者については、強制通算の措置を講じなかつたのは、都道府県の退職年金制度は恩給法に準じて統一されているのに対し、市町村の退職年金制度は国及び都道府県の制度と比較して、内容において相当の相違が見られ、在職期間の通算に伴う調整が技術的に困難があつたからであります。しかしながら、全日制高校の職員等についてこのような取扱いとすることは、都道府県、市町村相互間に人事交流の必要が強い教育職員の取扱いとしては適当でないばかりでなく、義務教育職

員及び定時制高校職員との均衡の点においても適当ではないと考えられ、その是正については、各方面から要望されていたところであり、政府としてもその取扱いについて慎重に検討を続け参つたのであります。ここに成案を得ましたので、地方自治法の一部を改正し、市町村立の全日制高等学校の教員等につきまして、市町村の教育職員としての在職期間を、その市町村の教職員に適用される退職年金条例の規定が恩給法に準ずるような基準に従つて定められている場合には、義務教育職員の場合と同様に在職期間の通算措置を講じなければならないものとしよるとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。門司亮君。

○門司委員 ちよつと聞いておきますが、大蔵省の管財の方は見えておりませうか。

○鈴木委員長 三浦管理課長がお見えになっております。

○門司委員 ちよつとお聞きをしておきたいのですが、この国有資産の国有提供施設の所在地の交付金の問題ですが、御承知のようにこれのできた経緯は、一方において国有資産等の固定資産税の問題が出て参りまして、そういうも

のとの均衡を保つ上の市町村財政の關係から出てきたものである。こういう経緯を持っておりまして、できるだけ価格等の評価といいますが、査定については厳正にすることが望ましいことだと思つて。昨年来の状況を見ておられますと、大蔵省の管財で定めた価格といふものは、非常にでこぼこがあつて、必ずしも実情に沿っていないようなものがたくさんあると思つて。こういうものについての是正は、自治庁の方にお伺いすると、ことしは何か改めてはつきりしたものにするというお話ですが、大蔵省側の意見はどうなんでしょうか。ことしどういう処置をとって公平を期せられるという方針が定められておられるのか、その点を一つ伺つておきたいと思つて。

○三浦説明員 私、国有財産の台帳關係に携つておりますが、国有財産の台帳価格が、提供施設所在市町村交付金の基礎として定められております。国有財産台帳価格は、初めどういふふうに定められて、何を基礎に定められておるかということを最初にも申し上げたいと思つて。台帳価格は、原則として、その財産を取得いたしました場合の価格を、そのまま価格として登録するという建前になっております。すなわち、買取いたしました場合は買取の価格、あるいは交換によって取得いたしました場合は交換の価格、租税物納等によつて取得した場合は、それらから取納価格、あるいは取用による場合でしたら補償価格といったそれぞれ価格が定められておるわけでございます。従いまして、かりに非常に古い年度に取得いたしましたものでございま

すと、現在の実際の価格から見ますと、非常に開きがあるという実情にあることはいふまでもなく、土地の場合には、その他たとえば建物、工作物の場合では、その開きにおきまして若干異なる点がございまして、いずれにいたしましても、昔から台帳に登録されておりました価格といふものが、そのまま現在の価格と遊離してあるというところは避けがたいこととございまして、しかしながら、それに伴いますいろいろな不合理的が発見されました。これに對して、もう少し實際的な価格に改むべきであるという意見になりましたので、昭和三十一年三月三十一日現在をもちまして、価格改定という措置を初めてとつた次第でございまして、この場合の定めといたしましては、国有財産台帳価格の改訂は、自今五カ年目にとりまして、昭和三十一年三月三十一日現在におけるそれであるということに相なるわけでございます。

ところで、三十一年――三十年末でございまして、――におきまして価格改定を行いました場合の考え方、やり方を簡単に申し上げます。大体土地の場合でございまして、土地に関する価格の指数といつたようなものが、信憑性のあるものがございまして、それを地域別あるいは土地の宅地、田畑その他による種目別によりまして、それぞれ地域に妥當と認められます倍率というものを決定いたしました。それによつて一律に価格の修正を行なつたわけ

でございます。もちろん取得年度ごとに倍率が異なつておるわけでございます。それから建物、工作物につきましては、地域別の差は考えませんが、少くとも建物等の構造によりまして、例年償却の率あるいは残存率といふものが異なるので、それぞれ種類に従ひまして、倍率といふものを決定いたしました。これによつて当初の価格を修正する措置をとつて参つたわけでございます。一応ただいま申し上げましたように、三十年末末におきまして、少くとも当時の時価にやや近いところに台帳価格といふものが歩み寄つたという形ができておつたわけでございます。その後、具体的個々の事例に當つてみますと、いわゆる時価と必ずしも権衡がとれていないという事例が見受けられるようになっておつたわけでございます。特に本国有提供施設等交付金に關しまして、その著しい事例がたびたび指摘せられるようになった次第でございます。そこでその前に、時価といふ考えでございまして、これはいわば取引上の価格といふふうにごえられます。国有財産の取引価格と申しますと、これを処分する場合の価格ということに相なるかと思つて、土地を売却する場合と、建物、工作物を売却する場合と、台帳価格との間に異なつた開きが出て参りますという点だけをちよつと申し上げておきます。と申し上げましたのは、土地でございまして、實際年相対の値上りをいたしてございまして、三十年末末でございました。価格といふものが、当時ですら時価よりも若干低かつた。ところが最近におきましては、土地価格が相当上つてございまして、実際に売却されます場合の価格

います。そういう点から検討してま
す。少くとも十億という数字は妥当
な数字ではないと思っております。
さつき申しましたように、固定資産税
の性格に近づけていくという考え方の
もとにこの金の増額が当然必要だと思
う。そういう点について、ここで大蔵
省の課長さんに、どうするかというこ
とを御答弁を求めましても、私は無理
かと思いますが、この点については一
つ政府当局の間で十分お考えを願っ
て、やはり地方の自治体の希望でもあ
りますし、また税法上から見てもおか
しいのです。片方は時価でどんどん取
るが、国からの方はこういう形で台帳
によるのだということであつて、その
台帳は五年に一べんずつ変える。しか
も、さらにその先は買取る金が大体
台帳が基準になつてゐるということ
は、どうしても適正なものとは考えら
れない。従つて、これを適正な固定資産
税にできるだけ近づけていくという価
格に一つ直していただきたいというこ
とをこの際——きょう大蔵省の次官か
大臣においてを願つておればはつきり
お聞きしたいと思つておられますが、課長さ
んでは無理と思つておられますが、一つ十分当
局でお考えを願つておられます。

○鈴木委員長 他に御質疑はありませ
んか。——別に御質疑もないようであ
りますから、本案に対する質疑はこれ
にて終局することといたします。

この際、門司亮君より本案に対し附
帯決議を付すべしとの動議が提出され
ておりますので、その趣旨弁明を聴取
することといたします。門司亮君。

○門司委員 それでは今委員長からお
語りのございましたように、この委員
会に両党を代表いたしましたして附帯決議

をいたしたいと思つて
ますその附帯決議の案文を朗読をい
たします。

附帯決議

本法の施行に当り、政府は、本制
度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特
に左記事項に留意して、財政上特殊
の事情に在る関係市町村助成のた
め、遺憾なきを期すべきである。

一、本交付金対象資産の評価の適
正化を図り、もつて交付金配分
の公平均衡を期すること。

一、政令で定める弾薬庫及び燃料
庫の範囲は、これら施設の用に
供する土地の外、アメリカ合衆
国軍隊が使用した場合との均衡
等を考慮して建物及び工作物を
も対象に加える等対象資産範囲
の拡大を図り、実情に即するよ
う措置すること。

一、本法制定の際、本委員会が行
つた附帯決議の線にそい、特に
交付金総額予算の増額に努める
こと。

右決議する。
こういう決議案文でございます。案
の内容は、かなりこまかく今朗読いた
しましたものの中に記載がされてお
りますので省略をいたしたいと思つ
ますが、この決議案につきましては、も
とより両党共同の提案でもございま
すので、委員長におかれましては直
ちにこれを御取り上げ願ひまして、御採決を
願つていただきたいと思います。

○鈴木委員長 次に討論に入る順序で
ありますが、別に討論の申し出もあ
りませんので、直ちに採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本
案は全会一致をもつて原案の通り可決
せられました。

次に附帯決議を付すべしとの動議に
ついて採決をいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま
す。

○鈴木委員長 起立総員。よつて、附
帯決議を付することに決しました。

○鈴木委員長 次に、地方自治法の一
部を改正する法律案について審査を進
めます。

質疑に入りませ。質疑の通告がありま
すのでこれを許します。渡海元三郎君。

○渡海委員 地方自治法の一部を改正
する法律案でございますが、本改正案
の要旨は、市町村立の教育職員恩給
通算の件でありまして、本問題につ
きましては、技術的問題からその困難
性が認められまして、ただいままでの
地方自治法におきましては義務規定と
してなかつたのであります。このため
教育に従事する職員の中に、ひとり市
町村立の職員のみが通算の恩給を受け
ることができず、このために給与の不
均衡並びにひいては人事交流の円滑化
等に支障がございましたので、長年に
わたりこれが予算措置を講ぜられるよ
う要望して参つたのでございます。昨
年の国会におきまして、この趣旨に
沿ひまして本委員会において附帯決議
として議決されたような状態ござい
ます。政府は、このたびこの附帯決議
の趣旨に沿ひまして、本改正案を提出
されたのでございまして、この御尽力
に対しまして深く敬意を表する次第で
ございませ。

以下、本改正につきまして二、三お
聞きしたいと思つて。その第一点
は、このたびの改正案につきまして
は、市町村に対して通算措置を講
じなければならぬということ義務
規定として入れたのであります。そ
のただし書きによりまして、市町村の
教育職員に適用される退職年金条例の
規定が政令で定める基準に従つてな
されておる場合のみその措置をしな
ければならぬのであつて、もしそれが
できていなければ通算措置を講ずる必
要がない、こういうふうな規定が設け
られておるのでございませ。技術的に
非常に困難な問題でございませ。技
術的にこのただし書きをつけたら意図はよ
くわかるのであります。実際市町村
がこの措置を講じていたただかなけれ
ば、本改正をしていただいた実利とい
うものがなくなるのでございませ。が、
行政措置その他におきまして、實際に
おいて通算ができませんにはいかよう
にしよとするのか、この点につきま
して一応政府の御見解をお聞きいた
したいと思つて。

○藤井(員)政府委員 通算の措置を法
律上義務づけられる前提といたしまし
て、当該地方団体におきまして退職年金
条例の内容が政令で定める基準に適合
することを必要とするということにい
たしましたのはもつぱら技術的な面か
らでございませ。私たちがいたしま
しても、いろいろ御決議の要旨に従
ひまして研究をいたしました結果、こ
れしか方法はないのではないかと
ございませ。採用したいと思つておる方
法でございませ。

そこで、御指摘になりましたよう
に、せつかくこのような道が開けま

にもかかりませ。それぞれ関係の
市等におきまして、政令の基準に従
つて条例を制定しないということにな
りましては、せつかくの措置が講ぜられ
ないということに相なりませ。ま
ことに遺憾な結果に相なるわけござ
ませ。これにつきましては、私たちが本
法律案を立案するに当りまして、それ
ぞれ関係の地方団体等とも密接な連絡
をとりながら、なお関係の職員団体等
の意見も聴取しながら進めて参つたの
でございませ。今までの私たちが
持つておられます一般の情勢から申しま
して、本法案が審議成立いたしますな
らば、大体においてどこも政令の基準
に従つてこれが条例を制定するとい
う線がはつきり出て参ると思つてござ
いませ。私たちが、その点について
大して心配はいたしてございませ。が、
しかし、これらにつきましてはやはり
強力な指導をいたす必要もございませ
し、法律案が確定いたしました際にお
きましては、直ちに指導の通牒等の措
置を講じますとともに、機会のありま
すたびに事務的にいろいろと周知徹底
の方策を講じますとともに、具体的に
条例の制定がおくれているというよう
なところが出て参りましたならば、わ
れわれの方でも個別的に指導をいたし
まして、この趣旨がはつきりと統一が
できますように努力をいたしたい、か
ように考えてございませ。

○渡海委員 ただいまの答弁につきま
して、大体のところは行政指導によ
つて漏れなくこの恩給に浴し得るよう
にするというふうなお答えでありませ
した。この点了承するものでありませ
が、施行期日は公布の日から三カ月を
こえない範囲内で政令で定めるとい

ことになっております。本改正に伴うところの政令の案というものは、ここに参考資料として出てきておりますので、これを見れば大体わかるのであります。施行期日の大体の予想というものは参考資料にはないよう思うのですが、大体どの程度のことを予想しておられるか。

○藤井(員)政府委員 三カ月と一応きめておきますのは、いろいろ政令について準備期間、あるいは周知徹底の期間等をしんしゃくをいたしまして三カ月にいたしておるのであります。大体政令案の内容につきましては、事務的には準備を進めておりました、事体でき上っておる状況でございます。従いまして、三カ月を待たず、幸い御議決をいただきますならば、できるだけすみやかに公布の手続をとって公布するというふうをいたしたいと思っております。

○渡海委員 現在は予算措置がないかわりに、一部町村におきましては、他の恩給法その他に基づくところの退職年金の場合と比べて、受給者に非常に有利なような市町村もございまして、通算措置を受けることによつて条件を変えることになり、条件を変えることによつてかえつて不利益になるのではないかとおそれられている面もあると聞いておるのであります。これらに対する措置はどのようになされたか、一応伺いたいと思つております。

○藤井(員)政府委員 市の中には、御承知のように、現在の一般公務員に適用されておる恩給方式よりも、若干給付内容等において上回つておるといふところがあることは事実でございます。これらにつきましては、本

措置によりまして通算ができるわけでございますから、通算のないときよりも、当該職員にとっては非常に有利な措置を受けることになるという点で、この点は制度的にはごしんほういだけるのではないかと考えておられます。事実この点につきましては、当該職員の団体等についてもいろいろ意見を徴しまして、大勢はそのように御了解いただいております。なおこの不利の点等につきましては、できまするならば、当該関係市等において退職をいたします際の一時金の支給につきまして、何ら特別措置を講ずるということは当然考えられていいのではないかと、そういう方法によつて不利の面をカバーしていくというものは、われわれとしても考えていいのではないかとおつておる次第であります。

○渡海委員 現在恩給制度につきましているいろいろ批判もございまして、これを共済組合制度に切りかえるというふうなことでもございまして、現に国家公務員におきましても、共済組合法が提案されておるといふような状態でございますが、国家公務員がこのような姿に切りかわりましたならば、当然地方公務員に対しても、遠からずこのような法案が提出され、制度が変わるのではないかと、かように考えるのでございまして、こういふことになりました場合には、本制度にいかにかこれが準用されていくか、この点につきま一つ御見解を承わりたいと思つております。

○藤井(員)委員 国家公務員の退職年金制度の改正に伴いまして、地方公務員の退職年金制度をどういふふうにおつて持つて参るかというところは、次の段階において当然考えられなければならぬ

問題でございます。そういうような意味合いをもちまして、現在の政府といつたしましても、地方制度調査会に諮問をいたしまして、現在地方制度調査会において鋭意これらについて答申案を御審議中でございます。日ならず御答申がいただけるのではないかと、おつておる次第でございます。

○鈴木委員 加藤三君。この法案に關連して希望を申し上げたいのであります。私、考えますのに、本法案が突然として提案されたのは、これは国家公務員の退職年金制度と地方公務員の退職年金制度とが足をそろえて出発しなかつたというところで、仕方なしに出ているのだらうと思つておられます。その足をそろえて出発されなかつたというところに対して、私は若干の希望があるのをごさいます。これは地方団体側には、財政上とか、あるいは各地方団体間の不均等、いろいろな関係があつて事ここに至つたものだと思つて、国家が強力に助成してその身分を安定するといふ以上は、地方公共団体に對しても、その職員に對して強力に國家が助成してその身分を安定するといふことが非常に望ましいことだと考へるのでございまして、ある特定の団体が非常に富裕団体であるがゆえに、その身分の安定が他の地方団体より著しく有利だといふことは望ましいことじゃないのであります。そして一面、國家は何よりも大きな安定した団体でございまして、そういう關係で國家、各地方団体とも、職員が共通して國家の恩恵に浴した方がいゝと考へる

○渡海委員 この制度ができたならば通算措置ができるのでございまして、共済組合制度ができましたも、それに溶け込むといふことになると思つておられます。ただ、地方公務員の共済組合制度につきましても、國家公務員と違つて、基礎になる団体が個々ばらばらでございまして、いろいろの組合のもつて、種々困難な問題もあろうと思つておるから、この点慎重考への上改善の方策を講じていただきたいと要望して

ののであります。私、考えますのに、本法案が突然として提案されたのは、これは國家公務員の退職年金制度と地方公務員の退職年金制度とが足をそろえて出発しなかつたというところで、仕方なしに出ているのだらうと思つておられます。その足をそろえて出発されなかつたというところに対して、私は若干の希望があるのをごさいます。これは地方団体側には、財政上とか、あるいは各地方団体間の不均等、いろいろな関係があつて事ここに至つたものだと思つて、國家が強力に助成してその身分を安定するといふ以上は、地方公共団体に對しても、その職員に對して強力に國家が助成してその身分を安定するといふことが非常に望ましいことだと考へるのでございまして、ある特定の団体が非常に富裕団体であるがゆえに、その身分の安定が他の地方団体より著しく有利だといふことは望ましいことじゃないのであります。そして一面、國家は何よりも大きな安定した団体でございまして、そういう關係で國家、各地方団体とも、職員が共通して國家の恩恵に浴した方がいゝと考へる

のであります。何かという自治庁は地方制度調査会というものに隠れるのであります。たとへば府県の統合問題その他の問題でも、何か地方制度調査会というものに隠れてしまつて、行方不明になることがありますので、今度は行方不明にならないように、明年度は必ず地方公務員の退職年金制度というものを確立させる御決心があるかどうかということ、まず關連して大臣の御意見をお伺いさしていただきたいと思つておられます。

○青木國務大臣 お話の点につきましては、御承知のように國家公務員關係が本年の十月から発足することになつておりましたので、地方公務員關係につきましても、これと關連いたしまして明年度から実施すべきであるといふ考へ方に立ちまして、実は先般の閣議におきまして、申し合せと申しますか、了解項と申しますか、地方制度調査会の答申を待つて明年度から地方公務員關係につきましても、実施する、こういう方針をきめておるのでございまして、御期待に沿うように必ず実現したいと考へておられます。

○加藤(精)委員 もう一つ、非常に簡単なことでもございまして、今回、定時制高校の先生と全日制の高校の先生の間の待遇上のことにつきまして、均衡を得せしめるような法律案ができたことは、これは時代の進歩を物語るものだと考へられるのでございまして。これに對して技術上ほとんど不可能だといつて相当期間拒み続けられたような政府御当局も、よそその時代精神を御理解されまして、今度は市町村側の条例が恩給法のような基準を設けたならば通算してやるという新手法を使ひまして、そ

してこれをまとめていただいたことは非常に感謝にたえないのであります。何か非常に大きな声が出ないと、政府は不公平をそのままにして見過ごす。めんどろくさい法律案なんか出すと、国会の委員会が非常にうるさく言うから、なるべく出さぬ方が得だというふうなお考えが政府部内にあるかのような気がしておるのでございませう。また委員会の方も、大局においていいときには、あんまりやかましいことを言わずに通すということの反省も必要だと思っております。両方悪いと思うのであります。

もう一つ、この定時制の中に同じような問題がころがっておるのであります。五大市の中には市立の高等学校が非常にたくさんあるのです。ところが、市立の高等学校の全日制の先生は給与が市負担であります。それから定時制の夜間の方の高等学校の先生は、市町村立学校職員給与負担法によりまして、給与が府県費支弁になっております。ところがその間に非常に不公平がございまして、兵庫県のごときは、同じ年度のお参りの先生なんかにおきましては年間に六、七万の給与の差があるのでございませう。それからこの間、神戸市のある何十周年記念かの祝典におきましては、全日制の高等学校の先生に対してはフロックコート一着を給与しましたが、定時制には給与しない。その他非常な待遇上の差があるという事実があるのでございませう。非常にお忙しそうですので、またおじやましてはいかぬと思いますが、そういうことで、一つの自治体の施設に属する先生たちに非常に待遇上の差があるという事は、はなはだどうも私は悲しむ

べきことだと思っておるのであります。人が困ることなら百年でも二百年でもしんぼうするという態度は、われらの国会やわれらの政府はやるべきじゃないような気がするのであります。そういう問題につきましても、もつと質問を続行したいのであります。今理事さんから、長い質問をすることは困るといふ御意見がございましたので、私は、今は意見だけ述べまして質問を終ります。

○鈴木委員長 次に消防組織法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。安井吉典君。

○安井委員 私、昨日消防組織法の改正法案に関連いたしました、主として第十九条の法案の骨格になる問題につきましての御質問を申し上げておたのであります。本日続きまして消防強化に關しまして、人的な方面の強化が必要だといふような考え方からお尋ねを二、三いたしたいと思っております。

消防人に対する教養訓練の措置を強化していくということは、きわめて大切なわけでございますが、今度消防大が学校設立の運びが法案でもきめられていくわけでございます。従来の消防講習所から消防大学校への発展につきまして、内容的な点からお答えをいたしたいと思っております。

○鈴木(塚)政府委員 現在三鷹にありまして消防講習所は、昭和二十三年の消防制度の改正と同時にできたわけであ

りますが、今日までの講習所の卒業生、本科生と申しますのは、消防司令補を中心とした幹部教育でございます。この中堅幹部である司令補の本科生の卒業生が、今日まで約八百名ばかり卒業しております。それからそのほかの研究科とか、あるいは消防団長科、それら一切を含めると、約二千二、三百名卒業しております。当初は、何といたしまして早々の間にできた講習所でございますので、講習期間も本科生がやると三カ月、団長科その他の研究科は、短かいので十日間、長いので二週間というような程度で不徹底を免れなかつたのでございませうが、だんだんと強化されてきて、ここに二、三年來は地方の自治体の消防も教養訓練の問題について非常に熱意を示して参りました関係で、国の施策と地方の熱意とが合わさりました。講習所の講習成績が非常に向上して参りました。それで一昨年から本科生――本科生が一番の中心でございませうが、本科生の講習期間を六カ月ということになりました。相当高度な技術的な教養、科学技術に關する教養、それから關係法規に關する教養、これは法規と申しても、憲法初め一般の法律概念的なものも合せまして、特に消防關係の諸法規についての研究、その上に実地訓練というものを重ねまして、相当高度な教養を与えておるような次第でございませう。

それで、かねがねそういう空気がなっておりますので、消防界一般の空気がいたしました。それをほつきりとした日本における消防關係の最高の教養機関として大学校にしようというので、そして教養内容も充実してもらいたい。

たい。こういう叫びがここ数年來相當強く叫ばれておりました。われわれ国家消防本部といたしまして、従来の十年間の歩みを見ました、内容もだんだん充実して参りました。また消防職、団員の教養の重要性、また科学消防の発展の重要性という点から考え、ぜひともこれを高度な教養内容にするともに、講習所自体の設備も充実して参りたいということをやつて参つて、大体態勢が整つて参りました。今回予算も特に増額されましたので、この機会に大学校にいたしたい。そして教養を徹底していきたい。さうに考えておる次第であります。

○安井委員 もう少し内容につきましてお尋ねしたいのでございませう。あとの時間の関係もありませうが、端折つて次に進めたいと思つて、消防幹部のための大学の設備もよいわけでありませうが、實際現地におきまして働いておられます団員が大学校にそんなに行けるといふわけでもないと思つて。だから、そういうことから都道府県の消防学校の問題、あるいはまた各市町村における現地の団員、署員の教養訓練の向上の問題、ウエー

トはむしろそちらの方にこそ置いていくべきではないかという気がするわけでありませう。この国家消防本部の消防大学校設立趣意書によれば、たとえ「今や、消防界あげての最大関心事となつたのである。今にして消防大学の設立を見れば、あるいは、消防の士氣にも影響あることをうれえざるを得ない状態である。」とか、あるいはまた「消防大学校の設置は、消防職、団員の士氣を昂揚し、その業務運営を適正かつ能率化し、民主消防の眞価を

益々發揮させるのみならず、ひいては住民の消防に対する認識を深める結果ともなり、住民福祉の増進は、期してまつべきものがあるであらう。」とか、きつめて氣負ひ込んだ表現がなされていくわけでありませうが、別に私はあげ足をとるわけではありませうが、これはこれとしても、やはりずっと下に下つたじかの団員の教養訓練、そういうような問題の方がきつめて大切だと思つて。そういう点につきましてどういふふうにお考えになっておられますか。

○鈴木(塚)政府委員 一般消防団員の教養の重大性は全く御指摘の通りでございまして、私も、その教養の程度についてはいろいろ腐心して参つていまして、私どもも、消防団の教養で一番困難な問題は、何と申しまして、もそれそれ家業に励んでおられる方たちでありますので、長い期間うちを離れて学校なり教養機関に入つて教養を受けるといふことは、非常に困難な事情にあるということでございます。それで、国の施設としての消防大学校における消防団關係の教養は団長を中心としたものにとどめまして、それ以下の一般の消防団員並びに団の幹部の方々の教養というものは――消防団員の幹部の教養は、県になるべく学校を作つてもらつて、これもそう長い期間ではできないと思つて、県でもつて、土地の状況に応じて何回も繰り返してやるとかなんとかいうような方法で、県を単位にしてやつてもらいたい。それから一般団員の教養、今度はたくさん市町村自体に計画していただいて、県もこれに応援して、なるべく教養訓練の機会を数多く設けて、それで訓練を

徹底していききたい。また県の方からも、消防団の一般の団員の教養を市町村にやってもらうように勧め、また出かけて行って教養に当るといふことを数多くやってもらいたい。そういうことで常々指導しているような次第であります。一般団員の教養といふことについては、御指摘の通りわれわれも非常に重要性を認めておりますので、そういう実情に即する方法を研究いたしました、十分徹底した教養訓練ができますように今後も努力していききたい、かように考えております。

○安井委員 都道府県の消防学校につきましても、財政的な裏づけはどういうふうになさっておられますか。

○鈴木(塚)政府委員 現在は、都道府県の消防学校ばかりでなく、一般の消防業務につきましても、その財政的裏づけは一般的に地方交付税によっているわけですが、今回国に消防大学校を設け、また府県にもなるべく多くの消防学校を設けてもらいたいという趣旨から、補助金を予算に計上いたしましたして、県の消防学校施設費に対しまして、国庫補助五校分として一千三百七十五万円を計上いたしております。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、ずっと継続して毎年五校ずつの学校をふやしていきたい。現在はつきりとした消防学校の二校あります、全国で十二都道府県にとどまっております。

○安井委員 次に、消防長につきましては、今度の改正案で資格要件がだいぶはっきりしてきたようであり、資料で、おそらくこれは政令にきめられることを予想されるような資格

要件の定めもいたしておるわけですが、こういうことになりまして、消防長の待遇なんかもだいたい考えていかなければいけないのじゃないか。あるいはまた地方の町村によりまして、消防長は実際は町村長とか助役なんか兼ねてやっておりますが、これらにいふあるようでありまして、これらに對する措置はどういうふうにお考えになっておりますか。

○鈴木(塚)政府委員 消防長の資格制限に関する資料をお手元に差し上げ、あるわけですが、御指摘のとく消防長の任用資格を制限しますれば、その待遇等についても、もちろん将来十分考慮するように取り計らっていかねばならないと考えております。これはだんだんとそういう措置をとっていきたくは存じますが、この資格要件をきめました趣旨は、今お話を市町村長が割に気安く考えて、任命する適当な人がいなければ、市長なり助役が事務取扱いのような形でやるというふうなことで、軽々と行っては語弊があるかもしれませんが、消防長の任用をあまり重要に考えていないような市町村長もないではないのでございまして、そういうものに対する一つの規制としての働きをする意味におきましても、こういう資格の制限というものを計画いたしましたわけでは、ただ、資格制限いたしましたために消防関係以外の者を締め出すというふうなことで、非常に狭い範囲から選ばなければならぬようなことになつては、これも決して消防の発展のためにはなりませんので、いろいろその点も勘案して、この案文のように、選考

の範囲は比較的広くできるというような規定にいたしましたわけであり、

○安井委員 ここに管理職何年というふうな規定がありましたね。市町村長なんかもそれに入るのですか、入らないのですか。

○横山政府委員 ここで申します管理職は、市町村長等を含むものではなくて、その他のいわゆる一般職の管理職のポストにある者、こういうように考えております。

○安井委員 そういたしますと、趣旨はよくわかりますが、ただ財政的な問題から専任の人を置きしよつては、はつきりそれだけ財政支出がふえるわけですね。その点についての措置は全くなされていらないわけですか。

○鈴木(塚)政府委員 実は、この消防長を初め消防職員の財政的な裏づけの問題であります、今日交付税で見えておりますこれらの費用というものは、実情からはうんと下回つた状況にございまして、何とかして交付税等も適正なものにいたしたいということ、いろいろ自治庁とも打ち合せいたしましたのでございまして、今回の予算面では十分その措置をとるまでには至らなかつたのでございまして、今後、そういう問題については遺憾のないように努力したい、かように考えております。

○安井委員 これなども、本質的には、地方財政計画の中における消防財政の確立というものがなされていなく、というところに非常に大きな原因があると思う。だから、そういう面で根本的な解決をはからなければいけないと思ひますし、そのような際に私はさら

に自治庁の方のお考えもただして参りたいと考えております。

次に、消防団員の給与の問題であります、今年じやなくてもときどき聞く話はどうも消防団員が出せぬ式などの飲みしろを作るために町並みを寄付を仰いで歩く。寄付もしてくれないや、そういうようなことがあるという話をよく聞くわけでありまして、これについてどういふふうにお考えになっておりますか。

○鈴木(塚)政府委員 いろいろ消防団員のあまり芳ばしくない行為については、まことにわれわれも遺憾に存じておるのでありますが、結局この問題は、市町村の消防関係の財源措置を確立すること、それから消防団員の教養訓練を徹底すること、このことによつてだんだんと改善されていくのではないかと存じますので、結局、それら二つの問題を今後十分研究いたしまして、そういう一般の住民からひんしゅくされるような行為のなくなるように、また寄付の強要というふうなことで、せっかく喜ばれるはずの消防団員が、かえつて変な目で見られるといふことのないように努力していきたく、かように考えております。

○太田委員 関連してしまつて、大臣にお尋ねをいたしますが、消防団員の行動の問題です。まだあと安井さんの質問が続くと思いますが、やはり、団員の行動につきましては一番問題になるのは、地方におきましては非常勤の団員の行動、これが一番数が多いのです。団員の行動の中で非常に政治的な、不偏不党でない行動というものが

顯著にあつて、それが住民のひんしゅくを買つていふという事実があるといふことを先回消防本部長に御質問申し上げました。綱紀粛正の立場として考えなければならぬといふようなお答えだったので、非常に不徹底であると思つたのです。やはり消防組織法の第一條が私は不完全ではないかと思つたのですが、任務義務といふものがある、はつきりしておらない。生命、財産を守るためには不偏不党ではないけない、特定の政党を支持しなければならぬ、とか、こういうことになつていつて曲解されますと、政治活動の分野が出てくるわけですが、これを見まして、不偏不党でなければならぬといふ文字は、消防の名において制服制帽で非常勤の団員が一堂一派を支持して顕著な活躍をしている。これについて、一べん大臣の所見と今後の対策について、ぜひ一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○青木國務大臣 申し上げるまでもなく、消防団員は特別職に当りますので、消防団員自体の政治活動については規制するということは、法的にはそういう規定はないわけでありまして、しかし、消防団といふことになりまして、これは一つの行政機関でありますので、団として政治活動することについては許さるべきことではないと思つたのであります。さような意味で、消防団員が個人として政治活動をするのに対して、自由なる活動を制すること、自由なる活動を制すること、自由なるわけには参らぬと思ひます。しかし、団員の集団である消防団が、団の名前において政治活動をやる

十四条の二がございまして、非常事態の際の知事の指示権、相互応援の実施あるいはその他災害防止について必要な指示をすることができるといふこと、緊急事態における指示権は二十四条の二で可能なわけでございます。さらに今回の消防組織法の一部改正の案にありまますように、国家消防本部の事務といたしまして、市町村の作成する火災防衛計画の基準の研究及び立案に関する事項というのが国家消防本部の任務として入っておりますし、さらに都道府県の任務として、市町村の火災防衛計画の作成の指導という項が入っておりますので、この火災防衛計画の作成という点になりますれば、相当規模の大きな火災につきましても計画を立てなければなりませんし、また特別な悪条件の気象下における火災の場合の対処策等も立てなければなりませんので、火災防衛計画を立てるに当りましては、自然その一つの町村だけで手に負えない場合に、付近の町村から応援を求める方策等も計画に編み込まなければならぬと存じますので、こういうものによつてたゞいま御質問のありました点を十分補つていける、かように思います。

○矢尾委員 ただいまの太田君の質問に関連して一言大臣にお伺いしたいと思ひます。消防団員が政治活動をやるといふことについては、団員個人としてやることは自由である。それは消防に限らずすべての人が自由であります。団としてそういう政治運動をやるといふことはいけない。原則としてはそうすけれども、実際問題として、消防団員が制服制帽のまま個人的に運動をするということについて、どうい

○加藤(精)委員 組織法第二十四条の場合、これは警察法の非常事態のような相当大きな事態だろつと思つたのでありますが、私の言うのは、町村の一番端の方の小さな部落に火事があつたような場合、そういう場合でも行けば非常にいい。無電連絡があつた場合、応援出動命令を出すということ。二十四条の二には規定してないと思つた。そういう場合には、日本語では非常事態という言葉は使わない。それから計画樹立について応援協定を指導すると言ひますけれども、それは計画とは違つたのです。そうして応援命令というものは、命令を受けた消防長に対してもそれを実行する義務を負わせる。その効果的な応援命令のことについて御規定になるのが近代消防としては完備なもので、無電等を十分に駆使する時代では必要だといふ意見を持つておるのだ、そういう意味ではしばしば御願ひしたわけでございますが、将来十分御検討願へばけっこうです。御答弁は別に要りません。

○安井委員 私は、消防団員の綱紀粛正でも申しますか、そういう問題に触れておりました、だいが間が間遠になつてしまつたわけでございますが、寄付をねだるといふような行為は、やはり昔からの火消しかたぎでも言ひますか、たとい火の中水の中でも飛び込んで民衆のためにその火を消す、そういういふたような意気込み、これは非常にいいことであるが、そこに何か封建的な親分子分の関係とか、そういうものが生じがちであります。そんなやうな姿の中から今のやうな気のゆるみが出てくるのじゃないかと思つたのであります。ですから、先ほど来お話が

ありましたように、あくまで犠牲的な精神を發揮して民衆のために働くといふ、郷土を防護するために働くといふ氣持、これはいかなる時代にも忘れていけないし、そういうものは存続すべきだと思ひます。しかしながら、新しい時代においては、新しい装いを持つた消防精神というものが打ち立てられなければいけないと思ひます。こういう面の御指導を一そうやつていただきたい。それからもう一つは、常備の消防職員にいたしましては、まして非常勤の消防団員につきましても、その給与の面がきつめておくれたいと思ひます。これは警察職員に比較いたしましたも常備職員は低いんじゃないかという氣がいたすわけでありまして、特に非常勤の団員のごときは、ふだんの自分の職業をなげうつて働いてくれるわけでありまして、それに対する報いがきつめて少ないと思ひます。ですから、そういうやうなことからいろいろなつながらできまして、先ほどのお話がありましたように、選挙などの場合にボスに利用されるというやうな余地も生じてくるのじゃないかと思われます。青木国務大臣は、国家公安委員長である半面、自治庁長官でもあられるわけでありまして、このやうな消防職員及び団員の市町村段階における給与の改善につきましますの御見解、御所信を伺いたいと思ひます。

○青木国務大臣 お話のように消防団員といふものは、先ほど私が申しましたやうに、その沿革から見まして、現在でもまだ昔のやうな一面があるわけでありまして、その犠牲心によつて郷土を防護するといふその氣持はとうとぶべきものであり、どこまでも伸ばさなければなりません。と同時にお話のやうに、だからといって昔のやうなあり方ではないと私も決して考えませぬ。また、今日消防組織法において、また自治法におきまして、消防団員といふものが少くとも行政機関として責任を持たされておるべきであります。それだけ責任を持たされておる限りにおきましては、当然これに対して報いする道といひますか、措置もしなければならぬわけでありまして、そういう意味から申し上げますと、法的には一応近代のなあり方に形はなつておりますが、実態においては、まだ日本の消防は昔の通りの消防団といふやうな一面が多分に残つておることを、私どもも率直に認めざるを得ないわけであります。この姿に対しては、これを一挙に脱皮して、急速に近代のなものに持つてくるということもなかなか困難であるかと思つたのであります。また、昔の消防団のいい面もあるのでありますから、その点はもちろん残さなければならぬといふ問題もあるわけであります。しかし、いづれにいたしましても、御指摘のやうに消防団員といふものが法制上近代的なあり方に規定されておる以上、その待遇等についても当然さうならなければならぬといふことは言ひまでもないと思つたのであります。私どもも、三十四年度の予算編成に当りまして、実は内部的にはいろいろ検討して、この機会に消防団員に対する待遇改善について、交付税の面で見るといふ苦勞もしてみたいのであります。遺憾ながら、今回はその運びに至らなかつたのであります。私は、何

とかして一刻も早く実現いたしたい。今回は、消防組織法の改正に伴う府県の方の消防の充実という関連におきまして、府県の職員の増員等についての交付税を見るという程度にとどまったのでありますが、当然消防団員の待遇という問題を考えていかなければならぬと思うのであります。先年、消防団員が非常な犠牲心を払って郷土の防衛に当っておる、その人たちに報いるために、少くとも災害の場合にはこれに對する何らかの処置がなければならぬというようなことで、当委員会の非常な御支援によりまして、災害の対策の法律もできたのであります。しかし、まだ一般的の待遇改善については所期の目的を達成することができず今日に至っておるのでございまして、私どもは委員会のお考えも十分に承りたしてございまして、また私も自體といひましたし、何とかして一日も早く消防団員というものを昔のような姿でなしに、法的にもまた待遇の面におきまして、もっと近代的な行政機関としての消防団という実体を備えるようにいたしたい、かように考えます。

○安井委員 今のお答えで大体了解できるわけでございます。しかし、消防団員の前近代的な精神から近代消防への脱皮ということを私申し上げたわけでありまして、その精神的な脱皮を単に要請しても、その給与待遇の面は并当代にも足りないような前近代的なものなんです。だから、精神的な脱皮を要求する反面に、われわれは裏づけとして、その人たちがほんとうに命がけで働けるような給与、待遇の改善措置を積極的に講じなければ意味がないわけです。片方に精神的な面の要求だけ

をして、片方そういうことでは意味がないことです。今度の場合は、自治庁長官が両方兼ねておられるわけなんですから、一つ積極的な御考慮を重ねて要望をいたしたいと思ひます。なお、消防財政や災害補償の問題についてお尋ねいたしたい点があります。○北条委員 時間もありませんので、私はきわめて簡潔に往復三分ないし五分で質問いたしますから、青木国務大臣と鈴木本部長からそのつもりでお答え願いたいと思ひます。第一は、昨日鈴木本部長から昭和三十三年度の消防関係功労者の表彰式及び伝達式の御通知をいただいたのであります。その会場は日本消防会館となっておりますが、この消防会館は、法律規則あるいは東京都の条例、これらの一切から見て適正にあの建物が増ったかどうか、その点について御答弁願ひます。

○鈴木(琢)政府委員 日本消防協会は財団法人でございますが、東京都知事の監督を受けておりますが、あの建物の建築は、それぞれ適法な処置をとって行われておるものと考えます。○北条委員 これにつきましては、私は今日は責任を追及しませんが、非常に今日責任問題があるということを知っておるのであります。昔から、法は運用にあるといふことは御承知の通りです。従って、いかなる場合においても李下に冠を正さず瓜田にくつを入れずといふ昔のことわざの通りに、政治の衝にある者は常に厳正な態度をとらなければならぬ。そういうふうな私は信じておりますし、政府当局においてもそうであらうと考える。ところが、今言いましたように、いろいろ問

題が過去において伏在しておりました日本消防会館において、しかも貴重な功労者の表彰式あるいは伝達式をやるということは決して適切じゃない。しかも三月三日には総理大臣官邸の大会議室はあいては酒は飲むなといふこと、われわれは常に言われていふことではあります。総理大臣官邸ならば会場に別金がかかるわけじゃない。そこでやられた方が正しいと私は考えておりますが、緊急に質問したのは一週間後に迫っておるわけでありまして、青木国務大臣にこういうことをやるとはいかぬ。だから、むしろこの際に緊急に日本消防会館で表彰式をやるのをやめて、総理大臣官邸でやるべきだと私は申し上げたいのだが、いかがですか。

○青木国務大臣 私、率直に申し上げまして、表彰式をやることもまだ承知いたしてないのであります。消防本部でやることでありまして、公安委員会の方ではタッチいたしておりませんので、ただいま鈴木本部長にちよつと聞きますと、何か会場が狭いために日本消防会館を借りたこととしたということださうであります。

○横山説明員 ちよつと経緯がございまして、御指摘のように総理大臣官邸が適当だといふ考えをもちまして、一昨年末まで総理官邸でいたしました。ところが、参加する者が、年に一度の晴れの表彰であるのでこの際にといふことも手伝いまして、逐年数が多くなつて参りました。総理官邸ではもうさばき切れなくなったのであります。昨年は会場を防衛庁の講堂にお願いをしたのであります。これもいろいろ

都合等がございまして、本年は、幸いに関係のあるこういう施設ができたのでこへといふことでございまして、総理官邸を思わなかつたわけでもございませぬけれども、今のような理由に基きまして変更した。こういう事情がございまして御了承願ひます。○北条委員 こういった安易な考え方は、それは今の日本の消防のだらしない原因だと思ひます。そういうことは次の機会に譲りますが、この際、あらためてああいうところでもやらずに、ちゃんとした国家の機関の中で表彰式をやるべきものだといふことも、私は最後につけ加えて質問を終わります。○鈴木委員 本法案に対する残余の質疑は、明日の委員会に譲ることいたします。

本日議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出手続等につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。○鈴木委員 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。本日は、これにて散会いたします。午後一時散会

〔参照〕
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局